No.156
2022. 夏号

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事　阿 部　守 一 氏筆

長野県行政書士会会報

千曲川河川敷のリンゴ畑（長野市長沼）

長野県行政書士会

行政書士倫理綱領

　行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

1　行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

2　行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

3　行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

4　行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

5　行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕　千曲川河川敷のリンゴ畑（長野市長沼）

　テューリンゲンの森を彷彿とさせるほどの、見渡す限りの樹々の緑。

　長野市長沼には、川幅1000mにも及ぶ千曲川河川敷一面にリンゴ畑が広がります。信州人にとって見慣れた風景ではありますが、日本の平地で、このように人工物が視界に一切入らない広大な景色が眺められる場所は、実はなかなかありません。それは、都会から訪れた人が皆ここに立つと感嘆の声を漏らすほどです。

　令和元年10月の台風19号から早くも3年近く経ちながら被災地域はいまだ復興の道半ばですが、そんななか、この景色のような自分たちの足元にある宝モノを再発見し、まちづくりに繋げていこうとする機運も高まっています。

（写真撮影：小西　勝）

———目　　次———

定時総会開催報告	・……	2
日行連総会	・……	4
陳情	・……	5
建設業許可等受託業務	・建設業許可及び経営事項審査に係る業務委託について……	7
	・建設業許可等に係る受託業務の実施開始について……	8
事業報告	・市民向け「終活・相続セミナー＆無料相談会」報告……	9
	・市民公開講座の報告……	10
新支部紹介	・新支部長ご挨拶……	11
	・南信支部の将来展望について……	11
	・新北信支部統合について……	12
	・支部長名簿……	13
新入会員登録証交付式	・……	14
業務資料	・新たな全国版図柄（シート式）ナンバー交付（頒布）手数料について……	17
	・2022年度「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の開催について（通知）……	20
	・産業廃棄物処理業等の許可申請等に係る手引の改定について（通知）……	21
	・建設業許可等に係る現地相談窓口の開催について（通知）……	25
	・申請取次申出時に提出する写真サイズ等の変更について（周知依頼）……	27
	・申請取次申出時に提出する写真サイズ等変更に伴う書式変更について（周知依頼）……	28
	・公証人の異動について……	31
お知らせ	・長野県行政書士会会則の一部を改正する会則について……	32
	・令和4年度行政書士試験のご案内……	34
	・職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い……	35
	・斡旋物一覧・長野県収入証紙の販売について……	35
	・会員専用ページのID・パスワードについて……	36
会議報告	・……	37
支部だより	・上田支部選挙応援……	42
	・旧伊那支部農林建設部会研修会が開催されました……	44
	・災害時における被災者支援に関する協定書の締結について……	45
長野県行政書士政治連盟のページ	・定期大会開催報告……	46
	・上田市長・市議会議長を表敬訪問……	47
会員の動き	・入会・退会・ご逝去……	48
編集後記	・……	48

定時総会開催報告

令和４年度定時総会が５月20日（金）午後１時30分より、長野市のホテル国際21で開催されましたのでご報告いたします。

１　司　　　　会　三浦総務副部長

２　正 副 議 長　議　長　藤澤　槙佑代議員（北信支部）
　　　　　　　　副議長　中澤　　健代議員（東信支部）

３　議事録署名人　小山　朝之代議員（北信支部）、髙野　聡子代議員（北信支部）

４　議案審議

第１号議案	令和３年度事業報告	賛成多数により可決承認されました。
第２号議案	予算流用報告	賛成多数により可決承認されました。
第３号議案	欠損処分	賛成多数により可決承認されました。
第４号議案	令和３年度決算報告	賛成多数により可決承認されました。
第５号議案	会則の一部を改正する会則（案）	賛成多数により可決承認されました。
第６号議案	令和４年度事業計画（案）	賛成多数により可決承認されました。
第７号議案	令和４年度予算（案）	賛成多数により可決承認されました。

会長あいさつ

議長・副議長あいさつ

ご来賓の皆様

受賞者

令和４年度

受　賞　者　名　簿

○日本行政書士会連合会関東地方協議会会長表彰状

土　屋　勝　浩（東信）

以上　１名

○長野県行政書士会会長表彰状

高　井　統　康（東信）	赤　羽　公　彦（南信）	茨　木　陽　子（中信）

以上　３名

○長野県行政書士会会長感謝状

土　屋　　　帝（東信）	上　島　博　明（東信）	橘　田　利　雄（南信）
細　田　卓　爾（南信）	片　桐　良　平（南信）	熊　谷　清　文（南信）
一之瀬　大　輔（中信）	鈴　木　　　潤（北信）	

以上　８名

※敬称略、（　）内は、所属支部名

日　行　連　総　会

令和４年度日行連定時総会・日政連第42回定期大会が開催されました

副会長　赤羽　康志

令和４年度日行連定時総会と日政連第42回定期大会が、６月16日、17日の二日間の日程で、ホテルニューオータニで開催されました。

総会開催に先立ち「総務大臣表彰」表彰状授与式が挙行され、14名の会員の方に金子恭之総務大臣より表彰状が授与されました。

総会代議員

金子総務大臣より表彰状授与

昨年度の事業・決算報告、新年度の事業計画・予算案について、各単位会の代議員から多くの質問が寄せられ、執行部が事前に配布した質問回答書のほか、当日の再質問への答弁が行われた後、すべて可決承認されました。

今年度の事業計画では、「地域、役所、他士業者との“３つの共生”を掲げて活動する」「デジタル化など変容する社会と行政手続きに即座に対応し、法律専門職として社会的地位の向上を図る」「Withコロナ社会における国民・事業者支援活動を推進する」「多様性のある社会の実現、特に多文化共生社会の実現を目指す」「特定行政書士制度の推進」等が基本方針として挙げられています。

日行連常住会長

日政連井口会長

翌17日には、日政連第42回定期大会が行われ、運動経過報告・決算報告、令和４年度運動方針案・予算案は原案どおり可決承認されました。

陳　　　　情

２月17日に長野県議会へ提出した「行政手続のデジタル化推進において行政書士の活用を求める陳情書」が２月定例会において３月15日に全会一致で採択されました。

陳情採択通知書

令和４年（2022年）３月15日

長野市南県町1009-3
長野県行政書士会
　会長　山本　準一　様

長野県議会議長　宮　本　衡　司

かねて、当議会に提出されました下記の陳情は、２月定例会において、採択と決定しました。

記

陳第 675 号　行政手続のデジタル化推進において行政書士の活用を求めることについて

行政手続のデジタル化推進において行政書士の活用を求める陳情書

令和４年２月１７日

長野県議会議長
宮本　衡司　殿

陳情者
代表者(住所)　長野県長野市南県町 1009 番地 3
（氏名）　長野県行政書士会　会長　山本　準一

１、陳情の趣旨

産業分野から生活に身近な分野まで社会のあらゆる分野でデジタル化が進んでいる中、新型コロナウイルス感染症のまん延により、人と人との接触や行動の制限が余儀なくされ、社会全体のデジタル化がさらに加速されてきています。

こうした中、国及び長野県において、行政事務分野のデジタル化について様々な検討、取組みが行われていますが行政手続のデジタル化を進める上で、本人（及び法律により代理権が付与されている行政書士）以外の者が手続を行う「なりすまし」の防止が必要不可欠です。

ついては、行政手続における申請の真正性を確保し、県民の権利利益の実現に資し、行政の円滑な運営を図るため、県として、行政手続のデジタル化にあたり、行政書士の活用等を図っていただくとともに、国に対し、行政手続のデジタル化（電子申請）における行政書士の一層の活用推進を働きかけていただきますよう、以下について要望いたします。

記

1　長野県におかれましては、行政手続のデジタル化にあたり、行政書士の活用等をお願いしたい。

2　国に対し、オンラインによる電子申請サービス内に行政書士による代理申請を構築するなど、一層の取組強化を働きかけていただきたい。

２、陳情の理由

長野県は令和２年７月に『長野県ＤＸ戦略』を策定し、長野県全域のＤＸを推進するための実施方針を具体的に示されていますが、この戦略の中に、各種許認可の申請受付など、県と市町村の「共通業務」に着目して共同利用を推進することも位置付けられています。

また、国においても令和３年６月１８日に閣議決定された『規制改革実施計画』において、「デジタルガバメントの推進」が位置付けられ、「書面・押印・対面の見直し」、「オンライン利用の促進」などに重点的に取り組むこととされています。さらに９月１日には、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル庁も設置されました。

このように行政事務分野のデジタル化が進む中、本人（及び法律により代理権が付与されている行政書士）以外の者が行政手続を行う、なりすましの問題が生じます。

行政書士でない者は業として官公署に提出する書類作成の業務を行うことができないものとされ、（他の法律に別段の定めのある場合を除く。）これに違反した者は１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処されることとされております。行政手続のデジタル化（電子申請）においても、非行政書士による違法な申請等の懸念は拭いきれません。無資格者による手続きは個人のプライバシー侵害や個人情報の漏えい等も大いに危惧されているところです。

以上のことから、行政書士が行政手続における申請の真正性を確保し、専門家として電子申請に積極的に介在することにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに県民の権利利益の保護・実現に資することができると考えます。

建設業許可等受託業務

建設業許可及び経営事項審査に係る業務委託について

長野県建設部建設業審査幹　小原　徹

本県では、従来、建設業許可及び経営事項審査等の審査業務を建設事務所（10所）と県庁が分担して行っていましたが、本年４月にこれらの業務を県庁に集約いたしました。集約化に伴い申請方法等も変更しましたが、皆様には適切にご対応をいただき、誠にありがとうございました。

集約化に際しては、業務の集中に伴う審査レベルの低下や、申請を希望される方の相談機会の減少が懸念されていましたが、長野県行政書士会様と協議をさせていただき、専門的な知識をお持ちの行政書士の皆様に、以下の２つの業務についてご協力をいただくこととなりました。

○ 経営事項審査形式審査業務

形式審査を行う場所	：長野県庁建設部建設政策課（県庁７階）
審査員の勤務形態	：月 15 日、各日２名の審査員が勤務
勤務時間	：9 時から 17 時まで（12 時～ 13 時休憩）
１日当たりの審査件数	：１人当たり概ね８件程度の審査を想定
審査形態	：審査チェックシート等による申請事項の確認

○ 建設業許可等申請書作成に係る現地相談窓口業務

相談窓口の設置場所	：東信・南信・中信・北信の地区毎に実施
相談員の対応	：月２回、1 回当たり２名の相談員が対応
相談時間	：9 時から 17 時まで（12 時～ 13 時を除く）
相談内容	：建設業許可・経営事項審査に係る概要・申請手続
申込受付	：事前申込制（当日受け付けも可）

多くの方々のご協力をいただくなか、本年４月の業務開始より６月末までの間で、約400件の経営事項審査の形式審査、24回の現地相談窓口の業務が行われました。審査レベルとスピードの向上、県内各地での相談体制の確保が図られ、県として行政書士の皆様に深く感謝を申し上げます。

今後、年度末に向けて更なる申請件数の増加が見込まれるため、より多くの方々に本業務にご協力をいただくことが想定されます。会員の皆様にはご理解とご協力を賜りますよう、今後ともよろしくお願いいたします。

なお、令和５年１月からは「建設業許可申請・経営事項審査の電子申請サービス」のスタートが予定されています。電子申請の開始により、建設業許可（新規、業種追加、更新、変更など）及び経営事項審査が、G-bizIDを通じて申請することが可能となります。

運用されるシステム等の詳細がわかり次第、逐次、情報を提供させていただきます。電子申請の活用に向け、皆様のご理解とご検討をお願いいたします。

建設業許可等に係る受託業務の実施開始について

農林建設部長　奈良木　利邦

令和４年４月１日より長野県の委託を受けて、建設業許可等申請書作成に係る相談窓口業務及び経営事項審査形式審査業務が開始されました。

本委託業務は、審査を長野県庁に一元化することに伴い、比較的規模の小さな企業及び個人事業主のための現地相談窓口並びに審査レベルの標準化と向上を図ることを目的として、運営しています。

山本会長より委嘱書交付

相談員・審査員実務者研修（３月16日）

本業務開始からの相談窓口業務及び経営事項審査業務それぞれの状況についてご報告いたします。先ず相談窓口業務については、各会場によりますが１日当たり０件～ ４件ほどの相談受付（相談件数４月：16件、５月：６件、６月：16件）となっており、件数的に少し寂しい状況ではあります。相談内容の多くは、許可取得後の更新手続きや変更届に関する申請書の書き方や必要書類のチェックについてであり、基本的にはマニュアルに沿って回答することが主になります。しかし、行政書士として日頃の日常業務で培った経験値を使って有機的なアドバイスを行い、１件でも多く相談者にとってより満足の行く回答ができるように心がけて参りたいと思っております。そして今後、本活動が認知・浸透されて行き、相談者にとっての利便性の向上並びに行政の効率的運営の架け橋になって行ければよいと思います。そのためにも現地対応をしている行政書士が、気づいたこと・感じたことを適宜に発信して行くことが必要だと思います。

相談会場入口

相談窓口業務

次に経営事項審査業務についてですが、決算時期等により件数のばらつきはありますが、（審査件数４月：128件、５月：156件、６月：179件）審査業務としては形式的な審査が中心であり、審査員の方々のご尽力により県職員と連携していただき､スムーズな運営となっております。

今後、適宜に研修開催等を行い、１名でも多くの会員の皆さまに相談員及び審査員になっていただき、相談・審査体制をより強化し、サステナブルな活動にしたいと思っております。

会員の皆さまには、本事業をご周知いただくとともに、円滑なご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

事　業　報　告

市民向け「終活・相続セミナー＆無料相談会」報告

法務部員　髙野　聡子

令和４年３月18日（金)、法務部主催の「親子で学ぶ　終活・相続セミナー＆無料相談会」を長野県行政書士会館で開催しました。このセミナーは、長野県行政書士会としてはおそらく初の試みとなる、市民の皆様を対象にしたものです。寒の戻りとなった一日でしたが、年度末のご多用の時期に会員を含め16名にご参加いただくことができました。

このセミナー・無料相談会は、当初昨年11月に開催を予定しておりましたが、残念ながら市民の皆様の参加申込みがなく中止となりました。そこで、改めてどのような世代を対象にしたらよいか、募集方法や周知をどうするか、など企画の再検討をしました。その結果、セミナーの講義内容を「今後安心して暮らすための終活、残される家族のための相続」とし、また会員の皆様には市民向けセミナーの「講師」になられる際の参考にしていただける内容となるよう、企画を立て直しました。セミナーを周知していただくために、チラシの作成、新聞広告の掲載、全部員による会館周辺へのポスティング等、さまざまな準備をしてまいりました。

当日のセミナーでは、木村和彦・法務部副部長が講師を務められました。なぜ元気な今のうちから終活・相続を考える必要があるのか、対策としてどのようなことができるのかがテーマです。元気なうちの「財産管理委任契約」から「認知症」発症、「死後事務委任契約」、「相続」に至るまでの４段階に分けて、これら４つのワンストップサービス「家族信託」の概要を解説されました。参加者の反応を確認しつつ、特殊詐欺に注意を促す動画等もはさみながら、身振り手振りを交えてわかりやすくご講義いただきました。特に家族信託については市民の参加者から質問が出るなど、皆様の関心の高さもうかがえました。セミナー後に行われた無料相談会では、ご相談者が日頃抱えていた不安が解消され、一歩踏み出すきっかにしていただけたと思います。

相続は「争続」などというネガティブな面が取り上げられることも多いのですが、事前の準備をすることによって、家族の想いを次世代に無理なく受け継いでもらうことができます。今回のセミナーでは、相続についての思いやりの一面を再確認いたしました。また、相続業務を受任した際にも、単なる「手続き」とならないように心したいと思いました。参加された市民の皆様にかぎらず、私自身にとっても非常に勉強になる内容のセミナーでした。

今回、新型コロナウイルス感染症対策に細心の注意を払いながら、このセミナー・無料相談会を無事開催できたことに安堵しております。そして、ご相談者から、ポスティングしたチラシが参加のきっかけとなったことを伺ったときは、（Oh my god！）ありがとうございますと、皆でお礼を申し上げました。ポスティングのため部員皆で１時間歩き回った甲斐がありました。

法務部では今後も、試行錯誤を重ねながらこのようなセミナーを開催する予定です。ご参加いただきました皆様、ポスティングにまでご協力いただいた事務局中村敬子様、そしていつもいろいろなことを教えていただいている法務部の皆様、ありがとうございました。

市民公開講座の報告

コスモスしなの
南信地区会長　平沢　友子

コスモスしなの主催の市民公開講座「みんなで考える成年後見～将来の安心のために～」は４月24日（日）に飯田市勤労者福祉センターで開催されました。広く一般の皆様に成年後見制度を知っていただくことを目的に毎年計画されている公開講座ですが、昨年と一昨年は新型コロナ感染症の影響を受け会場開催をすることが出来ませんでした。３年ぶりの会場開催となった今年の来場者数は６名と期待外れな人数ではありましたが、同時配信された動画の視聴回数が70回と記録されていましたので、開催目的は果たすことが出来たと思っています。

第１部市民公開講座は、松本の宮澤優一会員を講師に、講演をしていただきました。講座の内容は身近な問題や具体例が多く、分かりやすい説明だったと好評でした。

第２部無料相談会は、いわゆる親亡き後の問題についてご相談に対応しました。

今回市民公開講座実行計画を立てるにあたり、新型コロナ感染症に対しての対策が最も重要な課題でした。蔓延防止措置の発令や警戒レベルが５以上の場合は会場開催を中止し動画配信のみとすること、コスモス成年後見サポートセンターホームページのQRコードを掲載し、来場が難しい方等に利用していただけるよう動画配信の案内を記載すること、また会場での感染対策の案内などを盛り込み、幾度も手直しをしながらチラシを作成しました。チラシの配布は主に飯田下伊那地区の介護福祉関係の機関や施設に郵送した他、県内各地のコスモス会員にお願いし、４月の広報月間の関係機関訪問の際に配布していただきました。北信地方の方から動画配信について問合わせがあり、手ごたえを感じることが出来ました。

今年度の公開講座開催を担当した南信地区会は、飯田、伊那，木曽の３地区からなり結構広範囲なうえ、コロナ禍でもあり大変ではありましたがメンバーの熱意と協力で開催にこぎつけました。当日は行政書士会旧飯田支部の清水支部長はじめ役員の先生方にご協力いただき、また県内のコスモス会員さんにも遠路応援に駆けつけていただいて、市民公開講座を円滑に進めることが出来ました。

成年後見制度はまだまだ一般市民への周知が不足しています。同時に行政書士が成年後見に携わっていることの認知度も低いままです。今後も成年後見制度の周知、利用促進に向けた広報活動を続けることが私たちコスモス会員の責務であると感じています。

新　支　部　紹　介

新支部長ご挨拶

東信支部長　林　辰幸

４月15日設立総会には、重鎮の先生方にも多数ご参加いただき、たいへん大きな激励をいただきました。

支部として必要な行事を行いつつ、役員の負担軽減とのバランスに配慮し、活動に見合った手当とするために、役職基本給＋時給＋交通費の三本立てといたしました。

会議は、広域をカバーするために、必然的に積極的なオンライン活用となります。

オンラインは、感染リスク、移動時間負担、燃料費高騰、交通事故リスク、急激な天候悪化、資料印刷コスト削減等に効果があります。しかし、必要に応じて対面会議も実施いたします。

研修会もオンライン活用を検討しつつも、講師から直接話を聞きたいという要望もありますので、最適な方法で実施していきます。

東信支部は、上田、佐久支部時代から交流があり、先人の築いた素晴らしい素地がありました。

初年度執行部は優秀な若手ばかりであり、会務とは別に「女子会」「若い衆の会」といった非公式の親睦会も動いているようです。

絶対に分断させないという決意をもって、次年度に引き継ぐまで全力を尽くします。

南信支部の将来展望について

南信支部長　赤羽　公彦

伊那と飯田の地域性、風土、文化との違いから10回にわたる南信支部合併統合協議会の中で種々の議論が為され、その特異性を尊重すると共に行政書士業務としての共通項を見つけ、且つ作り出すことの必要性が大切かと感じております。例えば昨年の県からの業務委託された建設業許可申請等に関する相談員の充実の為の実務研修。令和６年４月１日から相続に関する法制後の改正により相続登記の義務化がされる中にあって、行政書士として相続の相談対応が増すと共に遺産分割協議書作成に関する実務、相談が必要の為の研修等を実施していく。そして国際業務にあっても電子申請化が始まり、その対応に関する実務研修の必要性があるかと思います。

又他士業から行政書士業務への入り込みの動きがあり、行政書士会としての職域確保についての積極的対応をする為の動きも充実してゆく。

なお財産管理代理権に関しては行政書士としての業務拡大に向けた政治的活動が重要となることは必然であります。統合がより意味のあるとするにつき、南信支部としてのまとまり構造を構築していくべきと考える。

新北信支部統合について

北信支部長　和田　英幸

令和２年６月の長野県行政書士会総会で長野支部と北信支部、上田支部と佐久支部、伊那支部と飯田支部が統合する支部統合に係る会則改正案（令和４年４月１日施行）が可決されました。これにより支部間の統合協議が開始されましたが、旧長野支部と旧北信支部との統合協議は、令和２年中は一度も開催されず、統合協議が一向に進みませんでした。

その後、令和３年度支部総会で役員改選があり、それぞれの支部長並びに役員が代ったことをきっかけに会則改正施行まで残された時間約10か月の中で協議を鋭意進めることになりました。

協議のきっかけはその年の令和３年６月に旧北信支部の廣瀬支部長と旧長野支部長の私の２人で統合についてお互いの考えや課題について話を持ったことです。支部長同士の信頼関係を築いた後、各支部３人を代表としたメンバーで月１回の協議をしていくことを確認しました。また、支部理事会にはその都度経過報告を行うことで支部長への一任を取り付け、迅速な協議を進める環境もできました。

協議は順調に進み、12月には統合の基本方針と会則等の基本合意ができました。新支部名は、「北信支部」で事務所は長野市（行政書士会館内の旧長野支部事務所）に置き、それぞれの支部事業については原則継続することで同意しました。理事役員については、会員の人数に照らし合わせ配分し、支部長は旧長野支部長の私が就任し、廣瀬旧北信支部長には理事（顧問、県理事）に就任していただき、旧北信支部から監事に１人就任していただくことに合意いたしました。

本会会則により、新北信支部は令和４年４月１日からの発足ですが、設立総会は４月２日（土）に行政書士会館で行い、新北信支部会則と理事案の承認をいただき、その後の新支部理事会で正副支部長を選任し「新北信支部」が発足しました。また、５月13日（金）に定時総会を行い事業計画案と予算案について原案通り議案を承認いただき新支部の事業がスタートしました。

６月９日（木）には、理事会並びに専門部会を行い、今年度の具体的な事業計画を立てることにより新支部がいよいよ歩み始めたと考えております。統合後初年度ではありますが、今後はそれぞれの支部で行ってきた事業を継続していくことや両支部会員の融和を図りながら、スムーズな支部運営を目指して取り組んでいきたいと考えております。

最後になりますが、本会会員並びに新北信支部会員の皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたしまして、支部統合の報告といたします。

支　部　長　名　簿

支部名	支部長名	事務所所在地
東信支部	はやし　たつよし 林　辰幸	〒386-0025 上田市天神4丁目6番8号 （℡　０２６８－２３－８６６８）
諏訪支部	あかはね　やすし 赤羽　康志	〒392-0011 諏訪市赤羽根3-30 （℡　０２６６－５８－９７６５）
南信支部	あかはね　きみひこ 赤羽　公彦	〒399-0421 上伊那郡辰野町大字辰野2155番地 （℡　０２６６－４１－３８３４）
中信支部	おの　きよひと 小野　清仁	〒399-0002 松本市芳野1-3 （℡　０２６３－２７－３１８０）
北信支部	わだ　ひでゆき 和田　英幸	〒387-0011 千曲市杭瀬下三丁目86番地 （℡　０２６－２６１－３３６０）

支　部　事　務　局

支部名	事務局所在地
東信支部	〒385-0002 佐久市上平尾582番地3 柳澤事務所内（℡ 0268-25-8720）
諏訪支部	〒392-0027 諏訪市湖岸通り4-8-7 河西ﾋﾞﾙ3F（℡ 0266-57-5503）
南信支部	伊那支所：〒399-4431 伊那市西春近5140-3（℡ 0265-73-2208）
南信支部	飯田支所：〒395-0003 飯田市上郷別府1235番地 久保田事務所内（℡ 0265-49-4213）
中信支部	〒390-0821 松本市筑摩1丁目20-9 （社会保険労務士ｶｶﾞﾜ事務所1階）（℡ 0263-87-3798）
北信支部	〒380-0836 長野市南県町1009-3 長野県行政書士会館2F（℡ 026-229-6388）

※南信支部…伊那支所長：赤羽　公彦、飯田支所長：木下　茂

支部の名称及び区域

支部の名称	区域
東信支部	小諸市、佐久市、北佐久郡、南佐久郡 上田市、小県郡、東御市
諏訪支部	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
南信支部	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡 飯田市、下伊那郡
中信支部	松本市、大町市、塩尻市、東筑摩郡、木曽郡、安曇野市、北安曇郡
北信支部	長野市、須坂市、千曲市、上水内郡、埴科郡、上高井郡 中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡

新入会員登録証交付式

長野県行政書士会館にて、下記のとおり、山本会長、松島、荻原各副会長より新入会員へ登録証が交付され、記念撮影が行われました。

※敬称略、（　）は支部

3月28日（月）13：30～15：00（3月15日付登録：3名）

（左から）内ヶ島友章（飯田）　羽生真悟（伊那）【会長】　松澤寛之（長野）

4月15日（金）10：30～12：00（4月2日付登録：3名）

（左から）竹花直子（諏訪）　山口戈止夫（北信）【会長】　小林いつ佳（東信）

4 月25日（月）13：30 ～ 15：00（4 月15日付登録：2 名）

（左から）小林一好（東信）【会長】 山内　寛（南信）

5 月27日（金）13：30 ～ 15：00（5 月15日付登録：3 名）

（左から）小原重宏（南信） 赤羽圭介（中信）【荻原副会長】 永由恒司（諏訪）

6月13日（月）13：30～15：00（6月1日付登録：5名）

（後列左から）中司勇士（東信）　渡辺一成（北信）　甘利俊純（東信）

（前列左から）浅田さつき（中信）【松島副会長】 渡邊隆明（中信）

6月27日（月）10：30～12：00（6月15日付登録：2名）

（左から）神田　実（北信）【荻原副会長】 安藤秀一（北信）

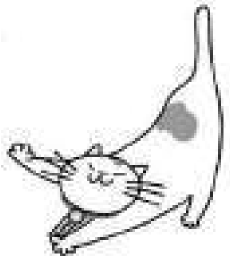

業　務　資　料

長 標 協　第４５号
令和４年３月１５日

長野県行政書士会　　様

一般財団法人　長野県自動車標板協会

新たな全国版図柄（シート式）ナンバー交付（頒布）手数料について

平素は当会業務につきまして，格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記、ナンバープレートにつきまして北陸信越運輸局長より、令和４年３月１０日付けで認可を戴きましたのでご連絡いたします。

なお、認可手数料等は下記のとおりです。

時節柄、ご多用とは存じますが傘下会員様に周知くださるようお願い申し上げます。

記

今般の図柄ナンバー（４７都道府県の県花をモチーフ）には、寄付ありの場合はカラー、寄付なしはモノトーンの色彩となります。

寄付金は、１０００円以上１００円単位です。

登録自動車番号標

種　　類	交付手数料
大　型　標　板	１２，２００円
中　型　標　板	８，０００円

軽自動車車両番号標

種　　類	頒布手数料
中型（消費税含む）	８，１００円

（１）１枚の場合は半額です。
（２）ビス等の取付け金具を含みます。
（３）交換申請及び再交付につきましても上記の手数料です。

全国版図柄入りナンバープレート

デザインは全国47都道府県の花をモチーフとすることで、「日本全体で立ち上がろう」という思いが込められています。

全国共通デザイン

自家用 寄付金あり

自家用 寄付金なし

事業用 寄付金あり

事業用 寄付金なし

交付手数料

登録車

大板1組（2枚）　12,200円　（大板1枚　6,100円）

中板1組（2枚）　8,000円　（中板1枚　4,000円）

※寄付金ありの方は、フルカラー版の図柄入りも選択できます。
- 交付手数料には、ビス・ナット等の取付金具類を含んでいます。

交付期間

交付開始日 令和4年 4月 18日（月）

↓

交付終了日 令和9年 4月 30日（金）

- 交付期間終了後（令和9年4月30日以降[予定]）、ナンバープレートは、交付することができませんのでご了承願います。
また、同一ナンバーの再交付もできませんのでご了承ください。

寄付金について

- 寄付金は1,000円以上です。100円単位の任意の金額でお願いします。
- 申込後の寄付金額は、原則、返金することはできません。
- 提供された個人情報は寄付金管理に係る各種手続き以外に使用しません。
- 「安全・安心で楽しいお出かけができる環境を実現する」ことを可能とする道路交通環境向上等の取組に充てられる予定です。

交通事故の軽減	あらゆる人の移動円滑化	観光振興	環境負荷の軽減
先進技術の推進 等	バリアフリー化 地域交通の確保 等	観光地の環境整備 等	カーボンニュートラルの推進 等

手数料について

- 交付手数料は、「希望番号予約済証」等を発行する際に申し受けます。
- インターネットによる申込の場合は、振込期限までに振込等を行ってください。
- 収受した交付手数料は、次の場合には返還できませんのでご確認ください。
  （1）予約済証等の有効期限が経過し失効した場合
  （2）登録等の手続きができなかった場合
  （3）申込者の都合により解約した場合

詳しくは交付代行者窓口にてお問い合わせください。

一般財団法人 長野県自動車標板協会

全国版図柄入りナンバープレート

デザインは全国47都道府県の花をモチーフとすることで、「日本全体で立ち上がろう」という思いが込められています。

全国共通デザイン

自家用 寄付金あり

自家用 寄付金なし

頒布手数料

軽自動車　中板1組（2枚）　8,100円（中板1枚　4,050円）

※寄付金ありの方は、フルカラー版の図柄入りも選択できます。
- 頒布手数料には、ビス・ナット等の取付金具類を含んでいます。

頒布期間

頒布開始日 令和4年 4月 18日（火） → **頒布終了日** 令和9年 4月 30日（金）

- 頒布期間終了後（令和9年4月30日以降[予定]）、ナンバープレートは、頒布することができませんのでご了承願います。また、同一ナンバーの再頒布もできませんのでご了承ください。

寄付金について

- 寄付金は1,000円以上です。100円単位の任意の金額でお願いします。
- 申込後の寄付金額は、原則、返金することはできません。
- 提供された個人情報は寄付金管理に係る各種手続き以外に使用しません。
- 「安全・安心で楽しいお出かけができる環境を実現する」ことを可能とする道路交通環境向上等の取組に充てられる予定です。

交通事故の軽減	あらゆる人の移動円滑化	観光振興	環境負荷の軽減
先進技術の推進 等	バリアフリー化 地域交通の確保 等	観光地の環境整備 等	カーボンニュートラルの推進 等

手数料について

- 頒布手数料は、「希望番号予約済証」等を発行する際に申し受けます。
- インターネットによる申込の場合は、振込期限までに振込等を行ってください。
- 収受した頒布手数料は、次の場合には返還できませんのでご確認ください。
  （1）予約済証等の有効期限が経過し失効した場合
  （2）登録等の手続きができなかった場合
  （3）申込者の都合により解約した場合

詳しくは頒布代行者窓口にてお問い合わせください。

一般財団法人 長野県自動車標板協会

新登場

全国版図柄入りナンバープレート

(全国共通デザイン)

元気の花を 日本中に咲かせよう!

デザインは全国47都道府県の花をモチーフとすることで、
「日本全体で立ち上がろう」という思いが込められています。

登録自動車(自家用)

登録自動車(事業用)

軽自動車(自家用)

申込み開始日 令和4年3月22日(火)から

交付開始日 令和4年4月18日(月)から

交付終了日 令和9年4月30日(金)

ご自身でWEBから申し込み
またはお近くのディーラー・整備工場等にご相談ください。

WEBからのお申込みは
https://www.graphic-number.jp 図柄ナンバー申込サービス 検索

国土交通省

お申込み時のポイント

詳細はこちら（国土交通省　全国版図柄入りナンバープレート特設ページ）
https://www.mlit.go.jp/jidosha/zugaranumber_zenkokur4/

自家用登録車、事業用登録車、自家用軽自動車で取り付け可能です。
※事業用軽自動車、二輪車は取り付け対象外です。
※字光式の図柄入りナンバープレートはありません。

図柄入りナンバープレートの交付料金は地域により異なります。
※ディーラー・整備工場等へ図柄入りナンバープレート交付のお申込みの代行を依頼する場合は、交付料金の他に申込代行の手数料等が発生することがあります。

お申込み（入金確認）～交付まで2週間程度かかります。

新車・中古車購入時のほか、現在お乗りのクルマと同じ番号で図柄入りナンバープレートに交換することもできます。
※一部、番号変更が必要な場合があります。
※交付期間終了後は交換・再交付（住所変更や破損等含む）はできません。

取り外したナンバープレートは、不正使用防止のための穴を開けた上で記念に保存することができます。
※不正使用防止処理には手数料がかかる場合があります。

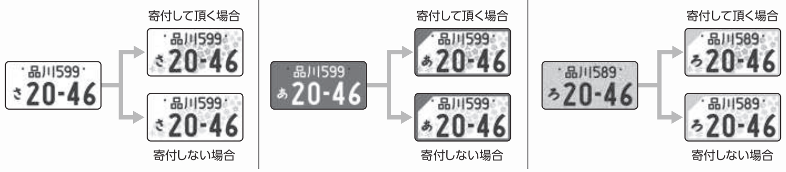

交付料金に加えて、「安全・安心で楽しいお出かけを通じて日本を元気にする取組み」を支援する1,000円以上の寄付をしていただきますと、フルカラー版の図柄入りナンバープレートが選択できます。
※寄付のない場合はモノトーン版のみになります。

自動車の区分を明確化すべく、フルカラー版・モノトーン版共に、事業用登録自動車は「緑色」、自家用軽自動車は「黄色」の枠取り等の塗色を施します。

自動車ユーザーの寄付で

日本中の誰もが、安全・安心で楽しい
お出かけができる新しいクルマ社会へ

寄付金は、安全・安心で楽しいお出かけを通じて日本を元気にする以下の取組みに使用されます。

あらゆる人の移動円滑化	交通事故の削減	観光振興	環境負荷の軽減
バリアフリー化 地域交通の確保 等	先進技術の推進 等	観光地の環境整備 等	カーボンニュートラルの推進 等

３資号外
令和４年（2022 年）３月 24 日

長野県行政書士会長　　様

資源循環推進課長

2022 年度「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規、更新)」
及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の開催について（通知）

貴会におかれましては、平素から、当県の廃棄物行政の推進に御理解、御協力を頂き感謝申し上げます。

さて、2022年度における標記講習会については、新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、2021年度に引き続き、オンライン講義を受講後、会場で試験を受ける２段階形式により開催されることとなりました。各講習会の試験日程は下記のとおりとなりますので、御了知いただくとともに、関係者が円滑に講習会を受講できるよう、周知等について御配意願います。

記

１　講習会の種類及び長野県内試験期日

(1) 産業廃棄物収集運搬業の新規許可	2022 年　８月　４日（木） 12 月 16 日（金）
(2) 産業廃棄物処分業の新規許可	2022 年 12 月 16 日（金）
(3) 産業廃棄物収集運搬業の更新許可	2022 年　５月 26 日（木）※同日２回開催 ５月 27 日（金）、８月　４日（木） 10 月 21 日（金）
(4) 産業廃棄物処分業の更新許可	2022 年　８月５日（金） 2022 年 12 月 15 日（木）
(5) 特別管理産業廃棄物管理責任者	2022 年　５月 27 日（金）、10 月 21 日（金） 12 月 15 日（木）

２　申込先

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（Web による申し込みのみ）
（https://www.jwnet.or.jp/index.html）

３　その他

更新許可申請に際して、当面の間、申請書に講習会等の修了証の添付がされていなくても、更新許可申請の受付を行います。この場合、更新許可（又は不許可）までの間、従前の許可はその有効期間満了後も有効となりますが、新しい許可証は、修了証を提出いただき審査の後お渡しすることになります。

担　当　資源循環推進課　廃棄物審査係
（課長）滝沢　朝行　（担当）宮澤　直登
電　話　026-235-7164（直通）
ＦＡＸ　026-235-7259
E-mail　junkan@pref.nagano.lg.jp

３資第 396 号
令和４年（2022 年）３月 29 日

長野県行政書士会長　　　　　　　　　　様

長野県環境部長

産業廃棄物処理業等の許可申請等に係る手引の改定について（通知）

貴会におかれましては、日頃より、本県の廃棄物行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記手引については、令和３年３月 29 日付け３資第 414 号で最終改定を行ったところですが、このたび下記のとおり改定しましたのでお知らせいたします。

記

１　改定した手引

(1)（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設なし）
(2)（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設あり）
(3) 産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請の手引
(4) 一般廃棄物処理施設設置許可申請の手引
(5) 再生利用業指定申請の手引
(6) 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請の手引
(7) 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の事業場外保管届出制度の手引
(8) 長野県優良産廃処理業者認定制度の手引
(9) 再生事業者登録の手引

２　主な改定内容

記載例の追加、様式の変更など所要の改定
※詳細は、別紙を御参照下さい。

３　施行年月日

令和４年４月１日

４　公開先ホームページアドレス

【（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替保管施設なし）許可申請の手引】
https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/shisetsunashi/index.html
【（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替保管施設あり）許可申請の手引】
https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/shisetsuari.html
【産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請の手引】
https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/sanhaishori.html

【一般廃棄物処理施設設置許可申請の手引】
https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haiki/tebiki.html
【再生利用業指定申請の手引】
https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/tebiki/index.html
【二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請の手引】
https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/20180327.html
【建設工事に伴い生ずる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の事業場外保管届出制度の手引】
https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/kensetsukoji.html
【長野県優良産廃処理業者認定制度の手引】
https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/ninte/index.html
【廃棄物再生事業者登録の手引】
https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/tebiki/documents/saiseijigyousya.html

担　　当	資源循環推進課廃棄物審査係 課長：滝沢　朝行 担当：河野、小林、篠田、宮澤、帯刀、山浦
電　　話	026-235-7164
ＦＡＸ	026-235-7259
防災電話	8-231-2826
電子ﾒｰﾙ	haikishinsa@pref.nagano.lg.jp

（別紙）

各手引の主な改定内容

改定した手引	主な改定内容
⑴産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設なし）	<申請・届出手続全般に関するもの> ○「事前確認手続にあたっての留意点（P.3）」、「申請・届出等にあたっての留意点（P.9）」 →申請書、届出等を郵送でも受け付ける旨を追記 ○「事前確認手続にあたっての留意点（P.5）」、「申請・届出等にあたっての留意点（P.12）」 →政令使用人に関する説明を変更 ○「申請・届出等及び許可取得後のフロー（P.8）」 →水銀申出書、石綿汚泥申出書に関する説明を追記 <様式に関するもの> ○「申請・届出等にあたっての留意点（P.9）」、「申請書の記載例（様式８、11）（P.19、P.34）」、「様式集（様式８～12）（P.47、P.50、P.54、P.57）」 →収入証紙の貼り付け欄を追記 ○「申請書の記載例（様式14-1）（P.20）」 →処分業者の処分場に関する記載方法を追記 ○「申請書の記載例（様式10）（P.30）」 →役員が退任した場合の変更届の記載方法を追記 ○「申請書の記載例（P.32～P.41）」 →特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書の記載例を追加 ○「様式集（参考様式１、２）（P.75、76）」 →特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請に関する参考様式を追加

1 / 4

（別紙）

改定した手引	主な改定内容
⑵産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設あり）	<申請・届出等の手続全般に関するもの> ○「事前確認手続にあたっての留意点（P.6）」、「事業計画協議にあたっての留意点（P.13）」、「申請・届出等にあたっての留意点（P.18）」 →申請書、届出等を郵送でも受け付ける旨を追記 ○「事前確認手続にあたっての留意点（P.9）」、「申請・届出等にあたっての留意点（P.21）」 →政令使用人に関する説明を変更 ○「申請・届出等及び許可取得後のフロー（P.17）」 →水銀申出書、石綿汚泥申出書に関する説明を追記 <事業計画協議に関するもの> ○「積替保管施設の設置に係る事業計画協議（解説）（P.3）」 →条例に基づく事業計画協議の対象となる者を判断する際の「屋内」の判断について、注意事項を追記 ○「事業計画協議にあたっての留意点（P.15）」 →事業計画概要書を提出してから、事業計画協議が終了するまでの期間を追記 <様式に関するもの> ○「申請・届出等にあたっての留意点（P.18）」、「申請書の記載例（様式８、11）（P.28、P.43）」、「様式集（様式８～12）（P.63、P.66、P.70、P.73）」 →収入証紙の貼り付け欄を追記 ○「申請書の記載例（様式14-1）（P.29）」 →処分業者の処分場に関する記載方法を追記 ○「申請書の記載例（様式10）（P.39）」 →役員が退任した場合の変更届の記載方法を追記

2 / 4

（別紙）

改定した手引	主な改定内容
	○「申請書の記載例（P.41～P.50）」 →特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書の記載例を追加 ○「様式集（参考様式１、２）（P.91、92）」 →特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請に関する参考様式を追加
⑶産業廃棄物処理施設・(特別管理) 産業廃棄物処理業許可申請の手引	〈事業計画協議に関するもの〉 ○「事業計画協議にあたっての留意点（P.10）」 →事業計画概要書を提出してから、事業計画協議が終了するまでの期間を追記 ○「記載例（P.13、14）」 →事業計画概要書の記載例を追加 〈添付書類に関するもの〉 ○「事前確認手続きの添付書類等（P.21）」、「申請・届出等の添付書類等（P.39）」 →産業廃棄物最終処分場の埋立終了に関する書類を変更 〈様式に関するもの〉 ○「様式集（様式11）（P.58）」 →「事業所」を「事業場」に修正
⑷一般廃棄物処理施設設置許可申請の手引	〈事業計画協議に関するもの〉 ○「事業計画協議にあたっての留意点（P.8）」 →事業計画概要書を提出してから、事業計画協議が終了するまでの期間を追記 〈添付書類に関するもの〉 ○「事前確認手続きの添付書類等（P.16）」、「申請・届出等の添付書類等（P.27）」 →一般廃棄物最終処分場の埋立終了に関する書類を変更

3 / 4

（別紙）

改定した手引	主な改定内容
⑸再生利用業指定申請の手引	〈様式に関するもの〉 ○「様式集（様式21）（P.81）」 →様式中の「平成」を削除
(6)二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請の手引	〈手続全般に関するもの〉 ○「地域振興局管轄区域一覧表（P.41）」 →松本市の連絡先を「松本市　廃棄物対策課」に修正
(7)建設工事に伴い生ずる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の事業場外保管届出制度の手引	〈様式に関するもの〉 ○「保管届出書の記載例（P.5）」 →様式中の「保管開始年月日」の「錯誤」を削除
(8)長野県優良産廃処理業者認定制度の手引	〈申請手続に関するもの〉 ○「第３　認定申請手続　１(1)イ（P.4）」 →インターネットによる情報公開に係る書類のうち、「法施行規則第９条の２第４項等による環境大臣の指定を受けた者が作成した書類」を「公益財団法人産業廃棄物処理振興財団の発行する事業の透明性の基準適合証明書」に修正 ○「第３　認定申請手続　１(1)イ（P.5）」 →「税及び保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類一覧（様式第４号）」を追記
(9)廃棄物再生事業者登録の手引	〈様式に関するもの〉 ○「様式3-2（運搬施設の写真）（P.7）」 →写真に関する注意事項を変更 ○「記載例（P.18）」 →施設に関する記載例のうち、飛散流出防止対策の記載を変更

4 / 4

4建政第86号
令和4年(2022年)6月20日

一般社団法人　長野県建設業協会　会長
長野県行政書士会　会長
長野県建設労働組合連合会　執行委員長
様

長野県建設部建設業審査幹

建設業許可等に係る現地相談窓口の開催について（通知）

平素より、長野県の建設行政にご協力を頂き誠にありがとうございます。

令和4年度からの建設業許可及び経営事項審査等の申請方法の変更に伴い、相談窓口を設置しておりますが、7月から9月のスケジュールが別添のとおり決定しましたので、会員の皆様へ周知いただきますよう、ご協力をお願いします。

長野県 建設部 建設政策課 建設業担当
建設業審査幹：小原　徹
担　当　　：池田　泰久
TEL:026-235-7314, FAX:026-235-7420
E-Mail:kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

建設業許可等に係る現地相談窓口の設置について

1　概　要

建設業許可及び経営事項審査の申請に係る申請書作成や必要書類等について、専門家による相談会を実施します。

2　現地相談窓口で相談できる内容

長野県知事への申請に係る、下記、申請書類作成についての相談。

- 建設業許可　　　（建設業法第３条に基づく建設業の許可及び更新）
- 変更届　　　　　（建設業法第11条に基づく建設業許可の変更等の届出）
- 廃業届　　　　　（建設業法第12条に基づく廃業等の届出）
- 承継・相続認可申請（建設業法第17条の２及び第17条の３に基づく認可）
- 経営事項審査　　（第27条の23に基づく経営事項審査）

3　開催スケジュール（７月から９月分）

相談時間：[要予約] 9 時から 17 時（12 時から 13 時を除く）

地域	開催日	会　場	地域	開催日	会　場
北信	7/5 (火)	北信合同庁舎 403 会議室	東信	7/12(火)	佐久建設事務所 1 階会議室
	7/19(火)	県庁 西庁舎 302 号会議室		7/26(火)	上田合同庁舎　301 会議室
	8/2 (火)	北信合同庁舎 403 会議室		8/9 (火)	上田合同庁舎　301 会議室
	8/23(火)	県庁 議会棟 403 会議室		8/30(火)	佐久建設事務所 1 階会議室
	9/6 (火)	北信合同庁舎 403 会議室		9/13(火)	佐久建設事務所 1 階会議室
	9/20(火)	県庁 議会棟 403 会議室		9/27(火)	上田合同庁舎 301 会議室
中信	7/14(木)	木曽合同庁舎 301 会議室	南信	7/7 (木)	諏訪合同庁舎 501 会議室
	7/28(木)	松本合同庁舎 特別応接室		7/21(木)	伊那合同庁舎 503 会議室
	8/10(木)	大町合同庁舎 102 会議室		8/3 (水)	飯田合同庁舎 202 会議室
	8/25(木)	松本合同庁舎 202 会議室		8/18(木)	諏訪合同庁舎 501 会議室
	9/15(木)	木曽合同庁舎 301 会議室		9/8 (木)	伊那合同庁舎 503 会議室
	9/29(木)	松本合同庁舎 501 会議室		9/22(木)	飯田合同庁舎 202 会議室

※所在地以外の会場でもご参加可能です。

以後のスケジュールについては、決まり次第、県ホームページに掲載しますので、下記 URL をご確認ください。

[URL] https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/r4gentimadoguti.html

4　事前予約

相談を希望される方は、相談会開催の前日までに下記まで電話連絡をお願いします。

会　場	受　付	電話番号
佐久、上田	長野県行政書士会 東信支部	0268-25-8720
諏訪	長野県行政書士会 諏訪支部	0266-57-5503
伊那、飯田	長野県行政書士会 南信支部	0265-73-2208
木曽、松本、大町	長野県行政書士会 中信支部	0263-87-3798
長野、北信	長野県行政書士会 北信支部	026-229-6388

5　相談の詳細について

詳細については、下記ＵＲＬをご確認ください。

[URL] https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/r4gentimadoguti.html

[QR コード]

6　お問い合わせ

このことに関するお問い合わせは、以下までご連絡ください。

長野県 建設部 建設政策課 建設業担当
TEL:026-235-7314, FAX:026-235-7420　E-Mail:kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

日行連発第 386 号
令和 4 年 6 月 28 日

各単位会長　様

日本行政書士会連合会
会長　常住　豊
申請取次行政書士管理委員会
委員長　田村　公隆

申請取次申出時に提出する写真サイズ等の変更について（周知依頼）

平素は、本会事業にご理解ご協力を賜り、御礼申し上げます。

今般、出入国在留管理庁より、本年７月１日から申請取次申出の際に提出する写真サイズ等について、別添のとおり変更を予定している旨の案内がありましたのでお知らせいたします。

経過措置として、１か月間は、従来のサイズ（２㎝×２㎝）での提出も受付可とするとのことですが、各単位会におかれましては、所属会員への周知方にご協力のほどお願い申し上げます。

本会といたしましても、日行連ホームページ及び会員サイト「連 con」に掲載して会員向けの告知を行うこととしております。

なお、「申請取次申出書」等の書式について速やかに改訂し、別途お知らせいたします。

何とぞご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

【別添】
・申請等取次者としての承認の申出等をされる方へ（出入国在留管理庁）
※本件に係るお問合せは、管轄の地方出入国在留管理局へお願いいたします。

以上

令和４年６月２８日
出入国在留管理庁

申請等取次者としての承認の申出等をされる方へ

申請等取次者申出等の際に提出する写真について、「規制改革実施計画」（令和３年６月18日閣議決定）において、「各種申請等で提出する写真について、サイズや撮影時期が多岐にわたり不便なことから、原則としてサイズを運転免許証サイズ・履歴書サイズ・大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統合し、撮影時期が現状６か月未満のものは６か月以内に統一する。」とされたことから、7月１日以降、次のように変更する予定です。

なお、７月１日以降も、１か月の間は、従来の２cm×２cmの写真の提出も受け付けることとします。

１　写真のサイズについて
　3.0cm×2.4cm（運転免許証サイズ）

２　撮影時期について
　提出日前６か月以内

○申請等取次の承認手続き等については、出入国在留管理庁ホームページ「申請等取次制度について」に掲載しています。
https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/nyuukokukanri07_00262.html

日行連発第 396 号
令和 4 年 6 月 29 日

各単位会長　様

日本行政書士会連合会
会長　常住　豊
申請取次行政書士管理委員会
委員長　田村　公隆

申請取次申出時に提出する写真サイズ等変更に伴う書式変更について（周知依頼）

平素は、本会事業にご理解ご協力を賜り、御礼申し上げます。

先般、【日行連発第 386 号】「申請取次申出時に提出する写真サイズ等の変更について（周知依頼）」にてお知らせのとおり、出入国在留管理庁より、本年 7 月 1 日から申請取次申出の際に提出する写真サイズ等について変更を予定している旨の案内がありました（経過措置として、1 か月間は従来のサイズ（2 ㎝×2 ㎝）での提出も受付可）。

これに伴い、「申請取次申出書」等の書式について改訂いたしましたので、別添のとおり送付いたします。

ご多忙の折、誠に恐縮ですが、改めまして所属会員への周知方にご協力のほどお願い申し上げます。

本会といたしましても、会員サイト「連 con」に新書式を掲載して会員向けの告知を行うこととしております。

なお、写真サイズ以外に特段の手続変更はございません。

何とぞご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

【別添】
・付録 2 申請取次申出書
・付録 11 届出済証明書再交付願

以上

付録２　申請取次申出書

【整理番号　　　　　　　　　　　】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

申 請 取 次 申 出 書

（以下､該当する□にレ点）

□ 新規　□ 更新

＿＿＿＿＿行政書士会会長　殿

（フ リ ガ ナ）

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　　　　　　　　）（職印）

※「行政書士証票」の氏名欄のとおりに記載（括弧内は表示がある場合のみ記載）。

（性別）　　（国籍）　　（行政書士証票登録番号）

□男□女　＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿

（生年月日）　西暦＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

外国人の在留審査関係申請、在留資格認定証明書交付申請の取次ぎを行いたいので、所属する行政書士会を通じ管轄の地方出入国在留管理局長に対し､下記のとおり必要書類を添えて申し出ます。

記

1　事務所の概要

(1) 名　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（Tel　　-　　-　　）

(2) 所在地（〒　　－　　）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(3) 代 表 者 氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　届出を行う者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

地位　□行政書士　□使用人行政書士　□行政書士法人社員

3　添付書類　（新規及び更新の届出に共通。各１通。但し※印の(5)は更新・(8)は新規の届出のみに必要。）

(1)　誓約書

(2)　経歴書

(3)　行政書士申請取次事務研修会又は行政書士申請取次実務研修会受講修了証の写し

(4)　行政書士証票の写し

(5)　届出済証明書の写し ※

(6)　写真（3.0cm×2.4cm）２葉（裏面に行政書士証票登録番号と氏名を明記すること。）

(7)　代表者の届出済証明書の写し（使用人行政書士の場合）

(8)　登記事項証明書（法人の社員又は法人の使用人行政書士の場合）※

(9)　証明書返信用封筒（長形３号封筒に簡易書留用の切手を貼付。）

（郵便番号･事務所所在地･事務所名・氏名・登録番号を明記。）

(注) 申出書にある、「1　事務所の概要」とある項目中、名称、所在地(電話番号)については、①行政書士法人の社員の場合は、所属する行政書士法人の事務所（当該事務所が従たる事務所である場合にはその旨)、②使用人たる行政書士の場合は、主な勤務先、③前各号以外の行政書士の場合は、行政書士事務所の必要事項をそれぞれ記載する。(以上は、行政書士証票と同一の記載となる。）また、左上隅の【整理番号】は単位会記入用。

【整理番号　　　　　　　　　】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

届出済証明書再交付願

＿＿＿＿＿行政書士会会長　殿

申出人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿(職印)

(届出済証明書番号)

(　　)　　第　　　号

(行政書士証票登録番号)

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　事務所の概要

(1) 名　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿(Tel　　-　　-　　)

(2) 所在地 (〒　　－　　)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(3) 代 表 者 氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　再交付を受ける者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

地位　□行政書士　□使用人行政書士　□行政書士法人社員

下記の理由により、所属する行政書士会を通じ管轄の地方出入国在留管理局長に対し、届出済証明書の再交付を願いたく、必要書類を添えて申し出ます。

記

1　理　由　　□　届出済証明書の記載事項の変更

(該当箇所にレ点)　□登録番号　□氏名　□生年月日　□所属会名　□発行地方局

□　き　損

□　紛　失

□　その他

(具体的理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

2　添付書類　(※印は単位会変更の場合のみに必要。)

(1) 誓約書　※
(2) 経歴書　※
(3) 届出済証明書の写し
(4) 行政書士証票の写し（記載事項変更の場合は変更後の証票の写し。）
(5) 写真＜（3.0cm×2.4cm）２葉＞(裏面に行政書士証票登録番号と氏名を明記すること。)
(6) 代表者の届出済証明書の写し（使用人行政書士の場合）※
(7) 登記事項証明書（法人の社員又は法人の使用人行政書士の場合）※
(8) 証明書返信用封筒（長形３号封筒に簡易書留用の切手を貼付。）
(郵便番号・事務所所在地・事務所名・氏名・登録番号を明記。)

(注) 本願書にある、「1　事務所の概要」とある項目中、名称、所在地(電話番号)については、①行政書士法人の社員の場合は、所属する行政書士法人の事務所（当該事務所が従たる事務所である場合にはその旨）、②使用人たる行政書士の場合は、主な勤務先、③前各号以外の行政書士の場合は、行政書士事務所の必要事項をそれぞれ記載する。(以上は、行政書士証票と同一の記載となる。）また、左上隅の【整理番号】は単位会記入用。

長野法総第５０５号
令和４年７月５日

長野県行政書士会長　殿

長野地方法務局長　後　藤　芳　昭
（公印省略）

公証人の異動について

この度、下記のとおり異動がありましたのでお知らせします。

記

上田公証役場

⑴ 前　任　者　　永井　英[illegible]　（令和４年７月１日退職）

⑵ 後　任　者　　高澤　弘幸　（令和４年７月１日任命）

⑶ 事　務　所　　長野県上田市中央西一丁目１５番３２号
フコク生命上田ビル３階

⑷ 電　　話　　０２６８－２２－５４７７
Ｆ　Ａ　Ｘ　　０２６８－２８－５００７

お　知　ら　せ

会則改正について

令和４年度定時総会（５月20日開催）で議決されました「長野県行政書士会会則の一部を改正する会則」が令和４年５月31日長野県知事より認可されましたので、お知らせいたします。

長野県行政書士会会則の一部を改正する会則について

(改正理由)

各支部間における支部会費の多寡を是正し、その平準化を図るとともに本会費と支部会費相当分を一元化することにより、会費滞納会員に対し適切な指導と本会による処分を可能とするため。

総会及び各種会議については、構成員等が集合して開催する形態が基本であるが、感染症の拡大や大規模災害など、集合しての開催が困難な場合があるため、書面による議決、オンライン会議システムの使用を可能とするため。

○長野県行政書士会会則の一部を次のように改正する

改正	現行
第２章　会員等 （会　費） **第19条の２**　個人会員及び法人会員は、それぞれ次に掲げるところにより、本会へ会費を納入しなければならない。 （１）　会費　月額６，５００円。 （２）　納期 ア　前期分 ４月分から９月分までを６月末日 イ　後期分 10月分から３月分までを10月末日 (文書による議決) **第38条の２**　総会を招集する者は、特別の事由があるときは、総会で議決すべき事項について、文書により議決をもとめることができる。 ２　前項の議決があったときは、総会を開催したものとみなす。 ３　第１項の文書による議決は、予め代議員の同意を得た場合に実施することができ	第２章　会員等 （会　費） **第19条の２**　個人会員及び法人会員は、それぞれ次に掲げるところにより、本会へ会費を納入しなければならない。 （１）　会費　月額６，０００円。 （２）　納期 ア　前期分 ４月分から９月分までを６月末日 イ　後期分 10月分から３月分までを10月末日 (新設)

る。 4　第1項から第3項に定める文書による議決の実施に関し必要な事項は、本章の規定にかかわらず規則で定める。	
第12章　電子情報処理組織の使用に関する特例	（新設）
（電子情報処理組織の使用） **第85条の7**　第6条第3項、第4項、第6条の2第2項、第3項、第6条の3第1項、第15条第1項及び第18条第1項に規定する文書による届出、第17条第1項に規定する文書による申請、第27条第3項及び第33条第2項に規定する文書による通知、第28条の2第1項及び第38条の2第1項、第3項、第4項に規定する文書による議決、第34条第1項に規定する文書による請求、第41条第3項及び第49条第4項に規定する文書による報告並びに第49条第2項に規定する文書による意見については、当該規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用して行い、又は行わせることができる。ただし、写真等郵送しなければならないものについては、別途郵送により行う。	（新設）
（オンライン会議システムの使用） **第85条の8**　会長は、特別な理由により現に会議場に参集して会議を開催することが困難な場合は、理事会を、オンライン会議システム（電気通信回線を利用した映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話できる仕組みをいう。以下本条において同じ。）を使用する方法（構成員の一部がオンライン会議システムを使用する場合を含む。）により開催することができる。 2　オンライン会議システムを使用した会議の開催に必要な事項は、規則で定める。	（新設）

附　則（令和4年5月31日認可　長野県指令4市町村第240号）

この会則は、長野県知事の認可のあった日から施行する。

令和４年度行政書士試験のご案内

1　試験日及び時間　令和４年11月13日（日）　午後１時～午後４時まで

2　試験会場
　ＪＡ長野県ビル　長野市南長野北石堂町１１７７－３
　松本歯科大学　　塩尻市広丘郷原１７８０

3　受験手数料　１０，４００円

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い

行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位の保持に努めなければなりません。

特に職務上請求書の使用にあたっては、戸籍法及び住民基本台帳法の規定により、行政書士等の資格者が職務上必要である場合に限り行使できることとされており、限られた資格者にのみ認められた国民利便のための制度であるため、個人情報保護、人権の擁護などの観点からも高い倫理意識に基づいた厳正な取扱いが求められ、職務上請求書の偽造、不正使用、人権侵害のおそれがある戸籍等の取得は決して許されることではありません。

会員の皆様におかれましては、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「行政書士法」、日行連の「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則等」の趣旨を十分に理解され、適正な使用及び厳格な取扱いに努めて頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、職務上請求書の払出し方法につきましては、本会事務局へお問い合わせください。

斡旋物一覧

品名	価格	備考
行政書士徽章（ネジ）	3,000円	送料実費
行政書士徽章（タイタック）	3,000円	〃
事件簿用紙	300円	〃
領収書	700円	〃
戸籍謄本等職務上請求書 **（新様式・A 4版）**	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。 送料実費
自然公園法の手引	1,000円	〃
新会社法パート2（H18. 8. 11）	1,500円	〃

長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金または請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧いただくか、事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約１パーセントを還元しておりますので、是非ご利用をお願いします。

会員専用ページのID・パスワードについて

本会ホームページの研修会情報、業務資料等が掲載されている「会員専用ページ（会員へのお知らせ)」を閲覧するためには、ログイン用の「ユーザー名（ID)」と「パスワード」が必要になります。会員登録していただきますと、研修情報が登録のメールアドレスへ自動配信され、研修会の申し込みが可能となりますので、ぜひご登録をお願いいたします。

0. 初回ログイン

パスワードは全員共通しているため、初回ログイン時はパスワードの再設定が必要になります。

1.会員専用ページ

IDとパスワードを入力します。

ログインID：会員番号
パスワード：password

※日行連発行の「登録番号」ではありません。
長野会発行の「会員番号」となりますので、会員証をご確認ください。

2.会員仮登録ページ

受信できるメールアドレスを入力してください。
入力したメールアドレス宛に「パスワード設定」の案内メールが届きます。

3.パスワード再登録メール

パスワード再登録用のアドレスが記載されたメールが届きます。

[再登録アドレス]
クリックするとパスワード再登録ページが開きます。

4.会員本登録ページ

新しいパスワードを入力します。
次回以降、設定したパスワードでログインをします。
忘れないように管理してください。

会　議　報　告

□外国人材受入企業サポートセンター設置事業業務２月分報告書提出

1　と　　き　令和４年３月11日(金)
2　と こ ろ　長野市、県労働雇用課
3　出 席 者　赤羽センター長、春日副センター長

□日行連全国知的財産業務担当者会議（zoom）

1　と　　き　令和４年３月14日(月)
2　出 席 者　木村法務副部長

□農林建設部研修会

1　と　　き　令和４年３月16日(水)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　山本会長、赤羽副会長、奈良木部長、上島副部長、柳澤、藤澤各部員、審査員・相談員38名
4　研修内容
(1) 委嘱式・誓約書提出
(2) 建設業許可相談窓口相談員研修・質疑応答
(3) 経営事項審査員実務研修・質疑応答
5　講　　師　長野県建設部建設政策課課長補佐兼建設業係長　野本　和弘　様

□法務部主催「終活・相続セミナー＆無料相談会」

1　と　　き　令和４年３月18日(金)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　山本会長、荻原副会長、岡田部長、木村副部長、木内、髙野各部員、一般５名、会員７名
4　講義内容　安心して暮らすための終活・残される家族のための相続について
5　講　　師　法務副部長　木村　和彦　先生

□日行連全国広報担当者会議（zoom）

1　と　　き　令和４年３月18日(金)
2　出 席 者　小西部長
3　内　　容
(1) 会報誌について
(2) その他

□会館内ネットワーク工事業者打ち合わせ

1　と　　き　令和４年３月28日(月)
2　出 席 者　土屋デジタル推進特別委員長、甲田デジタル推進特別副委員長

□日行連全国法教育担当者会議（zoom）

1　と　　き　令和４年３月29日(火)
2　出 席 者　岡田法務部長

□機材セッティング

1　と　　き　令和４年３月30日(水)
2　出 席 者　土屋デジタル推進特別委員長

□日行連全国総務部長会議（zoom）

1　と　　き　令和４年３月30日(水)
2　出 席 者　松島総務部長、井上事務局長

□外国人材受入企業サポートセンター設置事業業務３月分報告書提出

1　と　　き　令和４年３月30日(水)
2　と こ ろ　長野市、県労働雇用課
3　出 席 者　赤羽センター長、春日副センター長

□長野支部定時総会・新北信支部設立総会

1　と　　き　令和４年４月２日(土)

2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　山本会長

□決算監査

1　と　　き　令和４年４月８日(金)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　香山、土屋各監事、山本会長・政連会長、松島総務部長、赤羽政連幹事長
4　監査執行状況

令和３年12月１日から令和４年３月31日までの業務推進状況及び、一般会計、斡旋物特別会計の収入・支出状況について、並びに長野県行政書士政治連盟の収入・支出状況について、関係帳簿、証拠書類、預金通帳等により監査が行われた。

監査結果については、４月13日開催の理事会及び幹事会で監事から適正に処理されている旨報告がなされた。

□表彰選定会議

1　と　　き　令和４年４月８日(金)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　山本会長、赤羽（康)、松島、荻原、赤羽（公）各副会長
4　会議事項
(1)　令和４年度表彰者の選定について
(2)　その他

□正副会長会

1　と　　き　令和４年４月８日(金)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　山本会長、赤羽（康)、松島、赤羽（公）各副会長
4　会議事項
(1)　令和４年度の事業執行の確認及び意見交換
(2)　理事会の議題について
(3)　その他

□理事会

1　と　　き　令和４年４月13日(水)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　山本会長、赤羽（康)、松島、荻原、赤羽（公）各副会長、渡邊、土屋、上島、木村、久保田、岡田、小野、奈良木、三浦、和田、鈴木、廣瀬各理事、香山、土屋各監事
4　会議事項
(1)　令和３年度事業報告及び決算について（監査報告）
(2)　令和４年度事業計画（案）と予算（案）について
(3)　令和４年度表彰者の決定について
(4)　令和４年度定時総会等の進行計画（案）について
(5)　長野県行政書士会会長選任規則の一部を改正する規則（案）について（選挙管理委員の員数）
(6)　その他

□東信支部設立総会

1　と　　き　令和４年４月15日(金)
2　と こ ろ　東御市、ラ・ヴェリテ
3　出 席 者　山本会長

□会館ネットワーク工事打ち合わせ

1　と　　き　令和４年４月27日(水)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　土屋デジタル推進特別委員長

□研修部会

1　と　　き　令和４年５月９日(月)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　荻原副会長、渡邊部長、西澤副部長、鈴木部員
4　会議事項
(1)　新規登録者必須研修会について
(2)　その他

□研修部・デジタル推進特別委員会合同会議

1　と　　き　令和４年５月９日(月)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　荻原、松島各副会長、渡邊部長、

土屋委員長、甲田副委員長（オンライン）、鈴木部員、大澤委員（オンライン）
4　会議事項
(1) 研修ツール研修会について
(2) その他

□総務部会

1　と　　き　令和４年５月12日(木)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　山本会長、松島部長、三浦副部長、麻生、大前各部員
4　会議事項
(1) 令和４年度定時総会等の運営について
(2) 令和４年度事業計画について
(3) その他

□総会等運営会議

1　と　　き　令和４年５月12日(木)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　正副会長、各部長・センター長・委員長、総務副部長、総務部員、政連副会長、藤澤、中澤各会員
4　会議事項
(1) 令和４年度定時総会等の運営について
(2) その他

□外国人材受入企業サポートセンター設置事業業務４月分報告書提出

1　と　　き　令和４年５月18日(水)
2　と こ ろ　長野市、県労働雇用課
3　出 席 者　赤羽センター長、春日副センター長

□新潟会総会

1　と　　き　令和４年５月23日(月)
2　と こ ろ　新潟市、ANAクラウンプラザホテル新潟
3　出 席 者　松島副会長

□神奈川会総会

1　と　　き　令和４年５月25日(水)
2　と こ ろ　横浜市、ロイヤルホールヨコハマ
3　出 席 者　赤羽（公）副会長

□群馬会総会

1　と　　き　令和４年５月25日(水)
2　と こ ろ　前橋市、前橋商工会議所会館
3　出 席 者　荻原副会長

□デジタル推進特別委員会

1　と　　き　令和４年５月27日(金)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　松島副会長、土屋委員長、甲田副委員長、大澤（オンライン）、小池各委員（オンライン）
4　会議事項
(1) 会館オンライン工事の業者選定、費用見積りについて
(2) 研修部との共催研修について
(3) 情報集配信システムの統合について
(4) その他

□山梨会総会

1　と　　き　令和４年５月30日(月)
2　と こ ろ　甲府市、ベルクラシック甲府
3　出 席 者　赤羽（康）副会長

□日行連マイナンバーカード代理申請手続事業説明会（zoom）

1　と　　き　令和４年６月２日(木)
2　出 席 者　松島副会長
3　内　　容　今後の事業について

□広報部会

1　と　　き　令和４年６月８日(水)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　赤羽副会長、小西部長（オンライン）、五味副部長、髙木、吉田各部員
4　会議事項
(1) 会報156号について
(2) ホームページについて
(3) その他

□日行連関地協会長会議

1　と　　き　令和４年６月14日（火）
2　と こ ろ　水戸市、水戸京成ホテル
3　出 席 者　荻原副会長
4　議　　題
（1）令和３年度事業報告及び決算報告について
（2）令和４年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
（3）その他の事項

□外国人材受入企業サポートセンター設置事業業務５月分報告書提出

1　と　　き　令和４年６月15日（水）
2　と こ ろ　長野市、県労働雇用課
3　出 席 者　赤羽センター長、春日副センター長

□日行連定時総会

1　と　　き　令和３年６月16日（木）
2　と こ ろ　東京都、ホテルニューオータニ
3　出 席 者　赤羽（康）、荻原、赤羽（公）各副会長、渡邊、土屋各理事

□運輸交通部会

1　と　　き　令和４年６月20日（月）
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　赤羽副会長、廣瀬部長、中塚副部長、宮本部員
4　会議事項
（1）令和４年度事業実施計画・研修会について
（2）記録等事務代行制度について（報告等）
（3）その他

□農林建設部研修会

1　と　　き　令和４年６月23日（木）
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　赤羽、松島各副会長、奈良木部長、上島副部長、柳澤、藤森各部員、土屋デジタル推進特別委員長、会員69名（うちオンライン39名）
4　研修内容
（1）建設業係から行政書士へ依頼・留意事項について
（2）行政書士から建設業係へ質問等について回答と説明
5　講　　師　長野県建設部建設政策課建設業係課長補佐兼係長　野本　和弘　様

□ADRセンター会議

1　と　　き　令和４年６月27日（月）
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　荻原副会長、和田センター長、二瓶副センター長、岡田運営委員
4　会議事項
（1）令和４年度事業計画及び予算について
（2）その他

□国際部会

1　と　　き　令和４年６月28日（火）
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　赤羽副会長、春日部長、三浦副部長、五味部員
4　会議事項
（1）令和４年度事業計画の実施について
（2）その他

□「配信システム」研修会

1　と　　き　令和４年６月29日（水）
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　荻原、松島各副会長、渡邊部長、土屋委員長、甲田副委員長（オンライン）、鈴木部員、大澤委員、小池委員（オンライン）、会員20名
4　内　　容　配信システムの内容及び使用方法について
5　講　　師　デジタル推進特別委員会　土屋帝　委員長

□研修担当者会議

1　と　　き　令和４年６月29日（水）
2　と こ ろ　長野市、会館

3　出 席 者　荻原副会長、渡邊部長、鈴木部員、各部研修担当者９名、各支部研修担当者６名
4　会議事項
(1) 各部、各支部の研修についての現状と課題について（情報交換）
(2) 今後の研修会の在り方等について（対応策など意見交換）

□新規登録者必須研修会

1　と　　き　令和４年７月４日(月)、５日(火)
2　と こ ろ　松本市、ホテルモンターシュ松本
3　出 席 者　荻原副会長、渡邊部長、西澤副部長、二瓶、鈴木各部員、新規登録者48名（うちオンライン19名）
4　内容・講師
(1) 国際・農地業務・渡邊部長
(2) 建設・風営業務・鈴木部員
(3) 運輸・産廃業務・西澤副部長
(4) 権利義務関係・二瓶部員
(5) パネルディスカッション・荻原副会長
(6) 相談技法・二瓶部員
(7) 行政書士法・コンプライアンス・渡邊部長

□一般会員対象の研修会

1　と　　き　令和４年７月５日(火)
2　と こ ろ　松本市、ホテルモンターシュ松本
3　出 席 者　荻原副会長、渡邊部員、西澤副部長、二瓶、鈴木各部員、新規登録者48名（うちオンライン19名）、会員12名
4　内　　容
(1) 相談技法
(2) 行政書士法・コンプライアンス
5　講　　師
(1) 二瓶裕史研修部員
(2) 渡邊博昭研修部長

□業務対策部会

1　と　　き　令和４年７月５日(火)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　赤羽副会長、和田部長、佐藤、山本各委員
4　会議事項
(1) 令和４年度事業計画及び予算について
(2) その他

□法務部会

1　と　　き　令和４年７月６日(水)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　荻原副会長、岡田部長、木村副部長、木内、髙野各部員
4　会議事項
(1) 令和４年度事業計画及び予算について
(2) その他

□農林建設部会

1　と　　き　令和４年７月６日(水)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　赤羽副会長、奈良木部長、上島副部長、柳澤、藤森各部員
4　会議事項
(1) 第２回研修会開催について
(2) 建設業許可等受託業務の経過状況について
(3) その他

□令和４年度行政書士試験実施に係る説明会

1　と　　き　令和４年７月８日(金)
2　と こ ろ　東京都、全国町村議員会館
3　出 席 者　赤羽（康)、松島会場責任者
4　会議事項
(1) 試験実施に係る連絡事項等について
(2) 質問書に対する回答について
(3) 質疑応答

支部だより

上田支部選挙応援

上田支部長　林　辰幸

上田市長選挙・上田市議会議員一般選挙が行われました。（告示日３月20日、選挙期日３月27日）

当支部会員であり県政連副会長の土屋勝浩氏が４回目の立候補となり、"若い衆"による体育会系のノリでの選挙応援となりました。

告示日３月20日の出陣式に“若い衆”集結。山本会長と松本支部土屋眞一氏（松本市議会議員）も遠方より駆けつけてくれました。

男性陣は選挙ポスター掲示、女性陣は選挙用チラシ証紙貼付作業を担当しました。

選挙ポスター掲示は２名でペアを組んで３チーム（合計６名）参加。

判読困難な地図を確認しながらカーナビを頼りに掲示板を探しますが、ナビに表示されない箇所もあり探索に難航します。

行く先々で別候補者の支援者と遭遇する度に「先に掲示したい」と競争心がかき立てられます。

苦労して掲示したのだから、多くの人に見てもらいたいところです。

選挙用チラシ証紙貼付作業は、選挙用チラシの右下に№26（候補者割り当て番号）の証紙シールを貼る作業でした。

午前中は女性二人で作業をおこない、午後はポスター貼りを終えた男性陣も手伝ってくれま

した。

このシールがなかなか剥がれず苦戦しましたが、コツをつかむとサクサク波に乗れました。

ただ性格なのか真っすぐに貼れず「土屋先生ごめんなさ～い」といった感じでした。

選挙は皆さん同じ方向を向いて頑張っていて、私も気合が入りました。by 諸野脇晴子会員（上田支部）

選挙戦中盤３月23日には、選挙カーの運転手を体験させてもらいました。

運転手自ら手を振っていたら、運転に専念するよう注意されました（危ないですよね）

意外に選挙カー運転も奥が深く、幹線道路では法定速度で走行（ゆっくり走るとジャマ）、逆に路地に入ったらゆっくりと走行、狭い道で後続車や対向車があれば一時停止して譲る、午後の保育園、期日前投票所の近くでは静かに走行、といった配慮が必要なのでした。

上田支部をあげての選挙応援は、"若い衆"の結束を確認する良い機会となりました。

自分は将来公職選挙には出ませんが（たぶん）、誰か出馬したら力になれると思います。

旧伊那支部農林建設部会研修会が開催されました

南信支部　吉田　靖史

今年度、本会は長野県から委託を受け、建設業許可等申請書作成に係る相談窓口業務及び経営事項審査形式審査業務が実施されています。

そのことについては、本号掲載の奈良木農林建設部長の報告（８頁）に詳しく記されていますのでご覧ください。

その業務の相談員養成の目的も兼ねて、去る３月14日に旧伊那支部で研修会が行われました。

講師には、ワイズ公共データシステム株式会社の荻原隆仁先生をお招きし、建設業許可、経営事項審査に関する基礎的な内容をお話しいただきました。

長野県行政書士会とワイズ公共データシステム株式会社の関連会社である株式会社ワイズは、2016年に業務提供を結び、建設業許認可業務向けのソフトウェアが提供されています。

ワイズ　荻原　様　　　　　　赤羽支部長

災害時における被災者支援に関する協定書の締結について

中信支部広報副部長　依田麻衣子

令和４年３月28日､中信支部は松本市と「災害時における被災者支援に関する協定」を締結しました。

今回の協定は、塩尻市、筑北村、大町市、安曇野市、木曽町、上松町につづく協定締結となり、中信支部は７つの市町村と協定を締結したことになります。

臥雲義尚松本市長からは、協定締結に臨むにあたり、近年の気候変動や災害の激甚化により防災減災・安全安心な街づくりは、市民においても関心が高い課題である、と協定締結の趣旨説明がありました。

松本市は、糸魚川―静岡構造線の断層帯による地震、ゲリラ豪雨による災害が特に懸念されています。罹災証明をはじめとする行政書士業務の協力は、市民の負担軽減にもつながり、被災後の市民生活再建のために大変心強く、協定締結の意義は大きいと語られました。

小野清仁中信支部長からは､協定を締結したことで安心するのではなく､ここからがスタートになる。

何かあった時は、速やかに協力できるような体制づくりを松本市と連携して備えていく必要があると、今後の具体的な動きにつながる提案がされました。

近年は100年に１度と言われるレベルの災害が頻発し、予想できない災害も起きています。

行政書士業務の範囲で協力し、他士業と連携しながら支援をすることも視野に入れて準備をしていきたい、と抱負を述べられました。

協定締結式は、報道関係者も見守る中、厳粛に執り行われました。

支部では、今後、協定に基づく具体的な対応策について、松本市と調整を進めていく予定です。

本協定締結にご尽力いただきました､土屋眞一松本市議会議員､松島茂行副支部長に感謝申し上げます。

臥雲市長　 小野支部長

長野県行政書士政治連盟のページ

定期大会開催報告

令和４年度定期大会が５月20日（金）午後２時50分より、長野市のホテル国際21で開催されましたのでご報告いたします。

１　司　　　　会　三浦総務副部長

２　正 副 議 長　議　長　中澤　　健代議員（東信支部）
　　　　　　　　副議長　藤澤　槙佑代議員（北信支部）

３　議事録署名人　小山　朝之代議員（北信支部）、髙野　聡子議員（北信支部）

４　議 案 審 議

第１号議案	令和３年度事業報告	賛成多数により可決承認されました。
第２号議案	令和３年度決算報告	賛成多数により可決承認されました。
第３号議案	令和４年度運動方針（案）	賛成多数により可決承認されました。
第４号議案	令和４年度予算（案）	賛成多数により可決承認されました。

開会のことば

監査報告

大会

質問

長野県行政書士政治連盟のページ

上田市長・市議会議長を表敬訪問

上田支部長　林　辰幸

３月15日、県政治連盟山本会長と上田市の市長と議会議長を表敬訪問いたしました。

まず、昨年新築された新庁舎５階議長室の土屋勝浩議長を訪問いたしました。土屋勝浩氏は我々行政書士の仲間であり、上田支部、本会の政連において尽力されています。

続いて、４階市長室の土屋陽一市長を訪問いたしました。

今年度、上田市と上田支部は災害時被災者支援協定を締結、上田市・行政書士会連絡協議会の立ち上げと、次々と協調施策を講じていることについて山本会長から説明がありました。

これに対して、土屋陽一市長から御礼の言葉がありました。

市長議員選挙の直前であり、この機会に本会及び支部より推薦状を交付させていただきました。選挙直前の慌ただしい時期ではありましたが、両氏とも笑顔で対応していただきました。

議長室にて

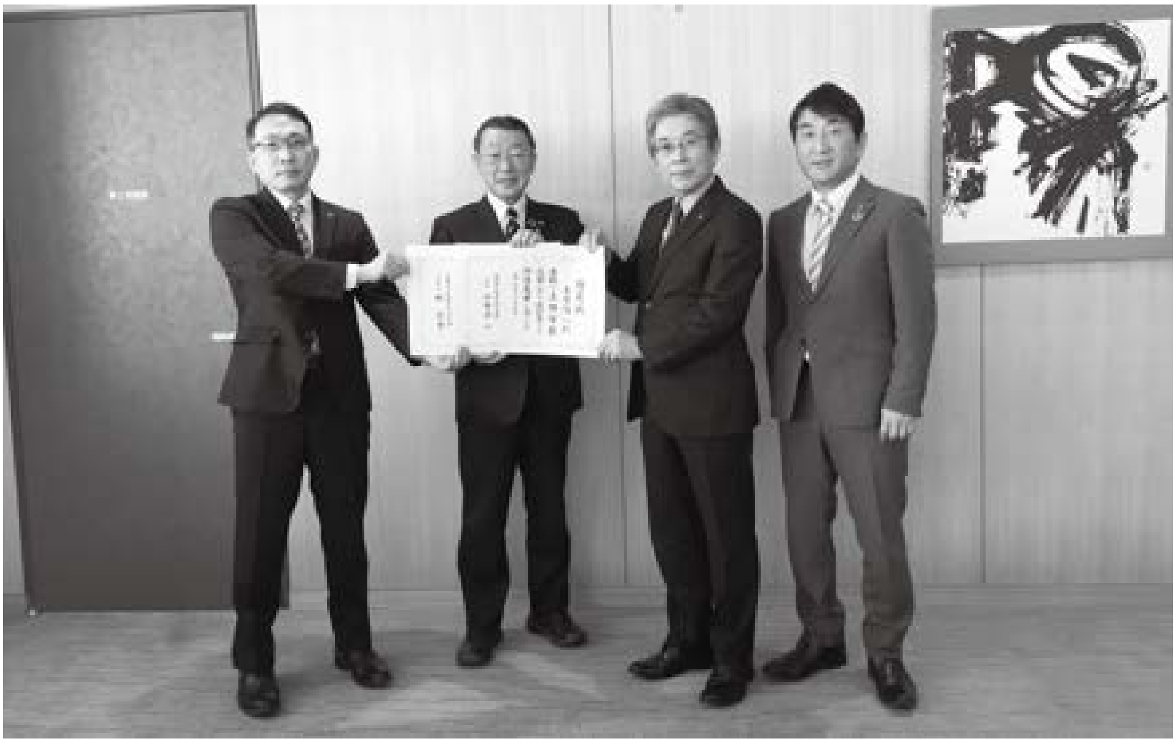

（左から）林支部長、土屋市長、山本会長、土屋議長

会　員　の　動　き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

―入会者―

個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏　　名	事務所 （市町村名のみ）	所属支部	入会登録 年 月 日	氏　　名	事務所 （市町村名のみ）
諏訪支部	4. 4. 2	竹花　直子	岡谷市	北信支部	4. 4. 2	山口戈止夫	長野市
東信支部	4. 4. 2	小林いつ佳	上田市	東信支部	4. 4.15	小林　一好	佐久市
南信支部	4. 4. 15	山内　　寛	飯田市	中信支部	4. 5.15	赤羽　圭介	東筑摩郡山形村
諏訪支部	4. 5. 15	永由　恒司	諏訪市	南信支部	4. 5.15	小原　重宏	飯田市
北信支部	4. 6. 1	渡辺　一成	下高井郡山ノ内町	東信支部	4. 6. 1	甘利　俊純	佐久市
東信支部	4. 6. 1	中司　勇士	上田市	中信支部	4. 6. 1	渡邊　隆明	松本市
中信支部	4. 6. 1	浅田さつき	松本市	北信支部	4. 6.15	神田　　実	長野市
北信支部	4. 6. 15	安藤　秀一	千曲市	中信支部	4. 7. 1	征矢ひろみ	松本市
中信支部	4. 7. 1	矢島　裕二	松本市				

―退会者―

所属支部	氏　　名	退会 年月日	所属支部	氏　　名	退会 年月日	所属支部	氏　　名	退会 年月日
佐久支部	塩川　靖雄	4. 3. 3	松本支部	筒井　寿清	4. 3. 15	諏訪支部	金子　匡支	4. 3. 25
長野支部	眞島　吉信	4. 3. 30	飯田支部	南端　照雄	4. 3. 31	飯田支部	新井　健司	4. 3. 31
長野支部	村田　弘志	4. 3. 31	伊那支部	原　　勝一	4. 3. 31	佐久支部	櫻井　一太	4. 3. 31
松本支部	林　　政幸	4. 3. 31	北信支部	高野　忠雄	4. 3. 31	佐久支部	中山　房枝	4. 3. 31
長野支部	上林　紀夫	4. 3. 31	長野支部	高山　和良	4. 3. 31	上田支部	久保田美奈子	4. 3. 31
松本支部	中野　博充	4. 3. 31	長野支部	本道袈裟成	4. 3. 31	佐久支部	北澤　裕美	4. 3. 31
諏訪支部	松島　房子	4. 3. 31	長野支部	清水　慶久	4. 3. 31	諏訪支部	名取　増明	4. 4. 5
北信支部	辻永　健策	4. 4. 14	諏訪支部	髙橋　英雄	4. 4. 30	東信支部	武井　松壽	4. 5. 30
東信支部	江本　　守	4. 5. 31	諏訪支部	永由　英人	4. 5. 31	中信支部	宮田　恒男	4. 6. 3

―単位会変更―

東京都行政書士会より移転（R4. 5. 1）南信支部　小泉　明香（伊那市）

前理事・元副会長髙田勝男先生逝く

平成９年から平成11年及び平成25年から令和３年まで理事として、また平成19年から平成25年まで副会長として本会の運営に尽力された髙田勝男先生が、令和４年３月19日お亡くなりになりました。

先生の突然の逝去に対し、謹んでご冥福をお祈りいたします。

ご　逝　去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

太　田　徳　美　殿（松本）　令和４年３月

小　林　孝　夫　殿（北信）　令和４年４月

中　田　昌　之　殿（中信）　令和４年５月

須　佐　　茂　殿（東信）　令和４年５月

清　水　浩　和　殿（諏訪）　令和４年５月

編 集 後 記

先日、知り合いの士業の方から、ご自身のYouTubeチャンネルを見せていただく機会がありました。人気ユーチューバーのそれと遜色ない出来栄えと、撮影も編集もすべてセルフとのお話に驚き、感心しきりでした。

つい数年前まで、ホームページやブログが情報発信の主役だったのに、いつの間にかTwitter、Facebook、YouTube、LINE、TikTok・・・と、SNS全盛の時代となり、それもまたすぐに大きく変わっていくよと、当のSNSの中の人がそうおっしゃるのだから、きっとそうなるのでしょう。

私には、ユーチューバーの真似事だってとても無理ですが、興味だけはずっと失わないでいようと思わせていただいた機会でした。

（広報部長　小西　勝）

発行所　長野県行政書士会
〒380-0836　長野市南県町 1009-3
TEL　026（224）1300　FAX　026（224）1305
ホームページ　https://www.nagano-gyosei.or.jp
メールアドレス　gn-nagano@gaea.ocn.ne.jp
発行者　会　長　山本　準一
編集者　広報部長　小西　勝　　印刷　三和印刷㈱

建設業経営状況分析は ワイズ公共データシステムへ

民間分析機関 受付実績 No.1 (弊社調べ)

選べるプラン 分析料金 **9,400円～** ※1

感染症対策に **電子申請・電子データ受取**なら **外出不要！事務所内で完結** ※2

ソフト無料 **経審／許可／変更届／工事経歴／評点シミュレーション／電子申請**まで！

ソフトはワイズ公共データシステムホームページから**無料**でダウンロードいただけます。

（ソフト CD 送付をご希望の方は☎**026-232-1145**までご請求ください。）

※1．記載の金額はエコノミープランを選択 ＋ ISO取得業者様の場合の申請料金です。　※2．初回電子申請の際はお申込みが必要です。

◆長野県行政書士会の先生方へ◆

長野県行政書士会様と**業務提携**をしています。

行政書士登録後 5 年間は建設業ソフトの全ての機能を無料にてご利用いただけます。
また、登録後 5 年以上経過している会員様でも**ワイズ公共データシステムへの年間 1 件の経営状況分析申請**により、**翌年も無料**でご利用いただけます。

経営状況分析に関する資料を無料にて送付します ☎ 026-232-1145

<経営状況分析機関>
wisePDS

ワイズ公共データシステム株式会社　国土交通省登録経営状況分析機関 登録番号4
本社：〒380-0815 長野市田町 2120-1 TEL.026-232-1145 FAX.026-232-1190 MAIL:info@wise-pds.jp
営業所：北海道営業所・大阪営業所・福岡営業所

<システム開発・販売>
wise

株式会社ワイズ
本社：〒380-0803 長野市三輪 1-8-14 TEL.026-266-0710 FAX.026-266-0845
MAIL:info@wise.co.jp　**サポートダイヤル：** TEL.050-5491-1112